

伊丹市救急情報安心キット配布事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一人暮らし高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等、救急時に必要な情報を保管する救急情報安心キット（以下「安心キット」という。）を配布するため、必要な事項を定めることにより、市民の安全と安心の確保を図ることを目的とするものとする。

(キットの内容)

第2条 配布する安心キットの内容は、次のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) 救急情報シート
- (3) マグネットシール

(配布対象者)

第3条 安心キットの配布を受けることができる者は、伊丹市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の一人暮らしの者
- (2) 75歳以上の夫婦等、二人暮らしの者
- (3) その他市長が適当と認める者

(配布の申請)

第4条 安心キットの配布を受けようとする者は、救急情報安心キット配布申請書（様式第1号又は様式第2号（以下「申請書」という））により、市長に申請しなければならない。

(配布の受付・場所等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請書に記載している各了解事項について説明したうえで安心キットを配布する。

2 申請書は次に定める場所において備え、同場所において安心キットを配布する。

- ・天神川・荻野地域包括支援センター
- ・稲野・鴻池地域包括支援センター
- ・伊丹・摂陽地域包括支援センター
- ・笹原・鈴原地域包括支援センター
- ・花里・昆陽里地域包括支援センター

- ・桜台・池尻地域包括支援センター
 - ・神津・有岡地域包括支援センター
 - ・緑丘・瑞穂地域包括支援センター
 - ・南地域包括支援センター
 - ・伊丹市健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課
 - ・市内の各支所，分室及び人権啓発センター，くらしのプラザ
- 3 市長は，破損，紛失等再配布の必要があると認めるときは，安心キットを再配布することができる。

(費用負担)

第6条 安心キットは，無償で配布する。

(キットの管理)

第7条 安心キットの配布を受けた者は，善良な管理のもとに安心キットを使用するとともに，譲渡又は貸付けてはならないものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成24年1月15日より施行する。

付 則

この要綱は，平成26年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は，平成27年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は，平成31年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は，令和元年7月3日より施行する。

伊丹市救急情報安心キット配布申請書

年 月 日

伊丹市長 様

救急情報安心キットについて、次の事項について了解し、配布を受けたいので申請します。

- ① 救急活動によっては、本人及び同居人の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けて取り出すこと。
- ② 救急活動によっては、救急隊が不必要と判断したとき又は搬送に急を要するときは、安心キットを活用しない場合があること。
- ③ 冷蔵庫の表ドアにマグネットシールが貼られていなかったり、冷蔵庫の中に安心キットを保管していなかったときは、キットが活用されない場合があること。
- ④ かかりつけ医療機関があっても、他の病院に救急搬送される場合があること。
- ⑤ 安心キットは善良に管理するとともに、譲渡したり貸付けたりしないこと。
- ⑥ 安心キットの情報は個人の責任のもと更新（新しい情報）すること。

利 用 者	住 所	伊丹市
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 年齢 歳
	電話番号	
同居世帯者	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 年齢 歳

※ 代理申請の場合

代 理 人	住 所	伊丹市
	氏 名	
	電話番号	
	利用者との関係	<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他()

